

## 令和2年度 第3回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和3年3月22日(月)

18:30～20:15

会場 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

### 次 第

#### 1 説 明

- (1) 令和2年度広島市の取組【資料2】
- (2) 令和3年度広島市の取組【資料2】【資料3】

#### 2 協議・情報交換

- (1) 学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット【資料4】
- (2) 事例検討【資料5】

(参考) 令和2年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ【資料6】

#### 【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1 次第
  - 2 令和2年度 広島市におけるいじめ防止対策
  - 3 令和3年度広島市におけるいじめの防止等に関する施策
  - 4 連携のためのリーフレット(案)
  - 5 事例検討
  - 6 令和2年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ
- ・ 基礎資料A(設置要綱)、B(公開要領)、C(傍聴要領)

令和 2 年度 広島市におけるいじめ防止対策

1 今年度の成果（実績）について

(1) 教育相談の充実

教育委員会として、教育相談のポイント（その意義や留意点、様々な形態・方法、相談で用いるカウンセリング技法など）をまとめたリーフレット（別添資料①参照）を作成し、全校の教育相談・支援主任を対象とする集中研修の資料として活用するとともに、全校に配付した。

各学校においては、教育相談・支援主任が中心となり、集中研修で学んだ内容に係る校内研修等を実施し、教職員のスキル向上や多様な方法による教育相談の実施など、教育相談の質的向上を図った。

なお、小学校においては、全ての児童を対象とする個別の教育相談の有効性・必要性等についての理解が広まり、昨年度以上に多くの学校が取り組んだと見られるものの、年度当初の新型コロナウイルス感染症拡大を受けての一斉臨時休業明けの6月に、児童生徒の実態把握のための個別面談の実施について教育委員会から全校に指示した経緯もあり、実施率は参考数値として取り扱うものとする。

【個別の教育相談の実施状況】	令和2年度	令和元年度
小学校	141校 / 141校 (参考数値)	47校 / 142校 (33%)
中学校	63校 / 63校 (100%)	63校 / 63校 (100%)
高等学校・中等教育学校・特別支援学校	10校 / 10校 (100%)	10校 / 10校 (100%)
計	214校 / 214校 (参考数値)	120校 / 215校 (56%)

(令和2年3月18日現在)

(2) ライフスキル教育の充実

教育委員会として、各学校におけるライフスキル教育について、昨年度、いじめ対策推進教諭が全校を定期的に訪問して把握した実施状況を踏まえ、今年度は、来年度に向け、他の学校の参考となるような好事例を収集・蓄積した。

また、昨年度に引き続き、全校の教育相談・支援主任を対象とする集中研修において、児童生徒の実態や発達段階を踏まえたライフスキル教育の計画と実施に係る基本的な考え方について理解を深める研修を実施した。

各学校においては、教育相談・支援主任等が中心となって来年度からの実施に向けて年間計画の作成に取り組み、その中で、昨年度より多くの学校が今年度からの実施を実現した。

【ライフスキル教育の実施状況】	令和2年度	令和元年度
小学校	93校 / 141校 (66%)	75校 / 142校 (53%)
中学校	40校 / 63校 (63%)	31校 / 63校 (49%)
高等学校・中等教育学校・特別支援学校	5校 / 10校 (50%)	5校 / 10校 (50%)
計	138校 / 214校 (64%)	111校 / 215校 (52%)

(令和2年3月18日現在)

(3) 学年間・学校間の情報引継ぎの推進

教育委員会として、昨年度作成した指針（「一人ひとりの子どもを大切に育み、繋いでいくために～小中9年間の切れ目のない支援を実現するためのリーフレット～」）に基づく、昨年度末の小・中学校における実施状況及びその成果と課題を踏まえて引継ぎ様式の見直し・改訂を行った。加えて、令和2年10月末に開催した生徒指導協議会の中で、改訂の趣旨の説明と、各学校で留意してほしい引継ぎのポイント（引継ぎの対象となる児童生徒を慎重に検討すること、引継ぎ後に継続して支援・指導する必要がある事柄について具体的に引継ぐこと）の確認を行った。

これを受け、各学校においては、今年度末から、高等学校への情報引継ぎも含めて、全市で「統一様式」による情報引継ぎを実施している。

また、教育委員会として、保幼小連携による情報引継ぎについて検討し、今年度末から、小学校が各保育園・幼稚園等に対して共通の聞き取りシートを活用して聞き取りを行う取組を開始している。

(4) 児童生徒理解の深化（研修の充実）

教育相談や情報引継ぎによって得た情報を、効果的な支援・指導にいかしていくために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を交えて的確なアセスメントを組織的に行う取組の中心となる生徒指導主事や教育相談・支援主任に対し、教育委員会として、「児童虐待に対する適切な対応」、「いじめ問題への適切な対応」、「不登校児童生徒への支援体制」「子どものうつと不安症」、「アセスメントによる児童生徒理解」、「専門家との連携（別添資料②③参照）」などについて、集中研修を実施した。

各学校においては、これらの研修内容について、生徒指導主事や教育相談・支援主任がコーディネーターとなって校内研修を実施し、その他の教職員の資質能力の向上を図った。

(5) モデル校における取組の推進（好事例の蓄積）

教育委員会として昨年度から指定している「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（白島小、戸坂城山小、安佐中、五日市中の4校）において、答申の提言に基づくいじめ防止の取組を重点的に推進し、有効な実践事例を数多く蓄積した。2年間の指定の最終年度である今年度は、全校に向けてモデル校による実践発表を行うフォーラムを教育委員会内部Web上で開催した。

【モデル校における取組概要】

取組項目	取組概要
<p>(注) 教員と児童生徒との信頼関係の構築</p> <p>安心して生活できる学校づくり</p> <p>※ 日々の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒同士の信頼関係構築に努める。</p>	<p>○友だちの良いところや、友だちとの関わりで嬉しかったことなどを紙片に書いて貼って掲示する取組</p> <p>○定期的に学級の全員と一緒に遊ぶ日を設定</p> <p>○担任以外の教員と一緒に給食を食べる交流の実施</p> <p>○全児童を対象とする個別の教育相談の実施</p> <p>○児童がいつでもどの教員にでも相談したい希望を書いて投函できる受付箱の設置</p> <p>○生徒が自主的に学級の課題を分析して改善策を考える学級力アンケートを基にした学級づくりの取組</p> <p>○個々の生徒の実態に応じたカリキュラムで支援を行うふれあいひろばの充実による居場所づくり</p>
<p>教員の感性・人権感覚等の向上</p> <p>※ 校内研修等を通じて、教員の感性・人権感覚等を高める。</p>	<p>○いじめ問題への意識や感度を高めるための校内研修</p> <p>○教員と保護者が参加するLGBT教育に係る学習会</p> <p>○学校環境適応感尺度（アセス）等、質問紙調査の結果を基に生徒理解を深める校内研修</p>
<p>学校の考え方等の発信・周知</p> <p>※ いじめ問題に係る考え方等について、児童生徒・保護者・地域等への周知の機会を充実する。</p>	<p>○PTA総会や個人懇談での周知</p> <p>○学校便りや生徒指導通信、ホームページでの発信</p>

(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
<b>未然防止</b> ※ 「子どもの人間関係づくり推進プログラム」(いじめ・不登校等予防的生徒指導)に基づき、協同学習やライフスキル教育を実施する。  ※ 児童生徒の主体的な取組を促進し、学校全体の支持的風土を醸成する。	○ライフスキル教育、ソーシャルスキルトレーニング等の計画、実施 ○LGBT教育の推進 ○生徒指導の三機能を生かした授業づくり ○ペア・グループの活用チームを中心とした協同学習を効果的に取り入れた授業の実施 ○生徒の自尊感情を高めるための学校掲示の取組
<b>早期発見</b> ※ 児童生徒が回答しやすいよう工夫されたアンケートを実施する。  ※ 質問紙調査等を活用し、児童生徒や学級集団のアセスメントを定期的に行う。	○縦割り集団による児童会活動(掃除、遊び、折り鶴、なわとび) ○児童会・生徒会主導の取組(1年生を迎える会、挨拶運動、いじめ防止標語作り、卒業を祝う会、など) ○学級力アンケートを基にした学級づくりの取組(再掲)  ○全児童を対象とする個別的教育相談の実施(再掲) ○児童がいつでもどの教員にでも相談したい希望を書いて投函できる受付箱の設置(再掲) ○生徒指導主事、教育相談支援主任を中心とした組織的な校内巡視 ○教育相談アンケートで相談相手(教員)を選択できるようにする工夫
<b>適切な対応</b> ※ 個々のケースに応じたチーム支援等を行う。	○学校環境適応感尺度(アセス)等、質問紙調査の実施と結果の分析 ○教職員を対象とする、いじめや虐待のチェックシートの定期的な実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を構成員として位置付けた生徒指導委員会や学校いじめ防止委員会、個別のケース会議等の開催
(3) 校内組織体制の構築	
<b>組織的な対応</b> ※ SC、SSWとの連携により、専門性を踏まえた的確なアセスメントや効果的な支援・指導の実現に向けた検討を行う。	○学校いじめ防止委員会の開催方法の工夫による実働化 ○組織対応や情報記録を効率化するための報告・記録のシステムの改善 ○家庭訪問や懇談会の機会を利用する組織的ないじめの解消確認システムの確立 ○暮会での日常的な児童生徒についての情報共有 ○学年間教科交換制の導入による学年の組織体制の強化(小学校)
(4) 地域との連携の推進	
<b>情報の発信</b> ※ 様々な機会に地域への情報発信を行う。	○学校だよりやホームページで学校の様子を定期的に発信 ○地域への学校行事の公開 ○学校の取組状況等について学校協力者会議で報告
<b>地域と連携した取組</b> ※ 学校協力者会議等において、学校の取組等についての報告・協議・評価などを行う。	○教員、児童による地域行事への参加(昔遊び、町探検、敬老会との交流など) ○地域の店舗等における生徒作品の常時展示 ○教育の絆プロジェクト(学習支援、地域貢献、地域指導員と特別支援学級との交流など)

## (6) その他

令和2年10月末に開催した生徒指導協議会において、前 広島市いじめ防止対策推進審議会会長で広島大学名誉教授の林氏を講師に迎え、「いじめ防止対策についてチーム学校の視点から考える―『人を人とする組織』を実現する学校経営理論から―」と題して講演を行った。

また、現在、いじめの問題の解決に向けた学校と関係機関との連携の推進に資するため、児童相談所や法務局、警察、臨床心理士会、弁護士会、PTA協議会、医師会、社会福祉士会、人権擁護委員協議会といった関係機関の役割などについてまとめたリーフレットを作成しており、広島市いじめ問題対策連絡協議会での確認を経て、各学校に周知する予定である。

## 2 次年度の取組の方向性について

今後は、モデル校での取組によって蓄積した実践例を活かしつつ、以下のような取組を全校で推進することとする。

### (1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進【新規】

教員と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を基に、一人ひとりの児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる「支持的風土の醸成された学級」の実現に向け、教員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組に資するよう、教育委員会として、学校・教員向けの指導資料を作成し、各種研修で活用できるようにする。

また、支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組として答申に示された取組は、いずれも、道徳や特別活動をはじめとする各教科において横断的に進める必要がある取組であることから、指導資料の作成に当たっては、教育委員会の関係各課(指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課、教育センター)の実務的な連携が必須であるとする。

### (2) 教育相談の充実に係る取組の徹底【拡充】

昨年度に引き続き、教育相談に係る教員の資質向上のための取組(研修等)を実施するとともに、今年度の成果であるモデル校における実践校事例について各学校に普及することにより、教育相談の一層の充実に図る。

特に、小学校においては、全児童対象の個別的教育相談の実施率100%を目指して取り組むものとする。

### (3) ライフスキル教育・MLB教育(命を大切に教育)の充実【拡充・新規】

ライフスキル教育については、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して、今年度蓄積した実践事例(年間計画の作成例も含む)を周知することで、各学校における取組の推進を後押しする。

MLB教育については、今年度の取組(SC連絡協議会での研修や校長会での周知、特定の学校における実践発表など)を踏まえ、児童生徒支援加配校での実施及びその成果の普及により、令和5年度からの全校実施に向けた各学校での取組を促進する。

### (4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着【継続】

今年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行い、本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の定着を図る。

特に幼稚園・保育園等に対しては、公立私立を問わず今後も小学校への情報引継ぎに協力を依頼していくこととなるため、情報引継ぎの成果等について園長会や幼稚園協会、保育園協会などを通して丁寧に周知する必要がある。

### (5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実【継続】

引き続き、全国子どもいじめ防止サミットや市PTA協議会主催の広島市いじめ問題子どもサミットへの積極的に参加するとともに、各学校の児童会・生徒会の好事例(小中連携による取組も含む)について情報収集し、好事例について周知を図る。

# 一人ひとりの子どもと繋がる 教育相談

「いつでも、どこでも、誰にでも」安心して相談できる学校の実現に向けて

## なぜ、今、「教育相談」なのか

昨今、子どもたちが抱える課題は、いじめや不登校など生徒指導上の課題や発達上の課題の他、家庭における虐待の問題や自然災害、感染症拡大への不安、SNS等インターネットを介したトラブルの増加といった、子どもを取り巻く環境の課題など、より多様で複雑かつ深刻なものとなっています。また、低年齢化も進んでいます。

こうした課題を抱える子どもたちの中には、誰にも相談できずに一人で抱え込み、必要なSOSを発信できない状況にある子どももいます。

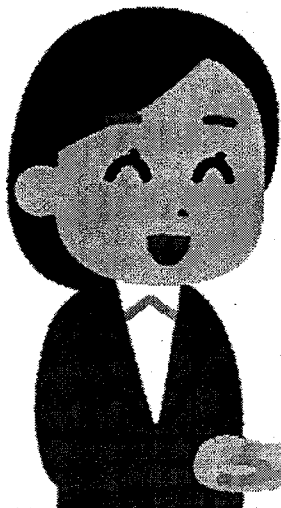
それでも、学校は、こうした子どもの実態を積極的に把握するとともに、それぞれの実態に応じて専門家や関係機関等との連携を図りながら、早期にきめ細かく対応することが求められています。

## だからこそ、今、「教育相談」なのです。

勿論、学校における教育相談は、今になって始まったものではありません。従来から行われてきた、子どもたちを理解し、子どもたちと信頼・安心の絆で繋がるための教育活動です。

しかしながら、これからの教育相談は、前述のような子どもの様々な実態に応じて適時に的確にアプローチすることができるよう、より機能的に進化する必要があります。

このリーフレットは、教職員一人ひとりが教育相談への理解を深めるとともに教育相談に係る技能を高め、学校全体が一丸となって教育相談の推進に取り組むためのポイントをまとめたものです。



教育相談の意義

教育相談を進める際の留意点

教育相談の様々な形態・方法

教育相談で用いるカウンセリング技法

令和2年7月  
広島市教育委員会

## 教育相談の意義

「生徒指導提要」（文部科学省）には、教育相談の目的について、次のように示されています。

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。

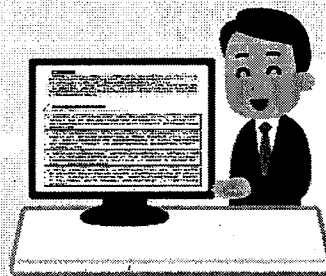
これら教育相談の目的を実現するためには、発達心理学や認知心理学、学校心理学などの理論と実践に学ぶことも大切です。また、学校は教育相談の実施に際して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、実践することが必要となります。

### ポイント

教育相談は、必ずしもどこか別室に一人ずつ呼び出して行うと決まっているものではありません。また、担任だけがそれを行うと限られたものでもありません。実施の形態や相談の方法を工夫することにより、一人ひとりの子どもに対して、安心して誰かに相談できる機会を確実に保障することが大切です。

そうすることによって、学校は、常にそれぞれの子どもの実態把握にアンテナを高くし、ソナーのように探って、問題があれば早期に発見し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家や適切な関係機関等と連携するなど、最も必要と考えられる支援へと繋げていくことができる、それが、学校として教育相談を実施する意義です。

## 教育相談を進める際の留意点



○ 教育相談は、全ての子どもを対象にします。定期的実施する生活アンケートなどで気になる回答をした子どもや、普段の様子・態度に変化やその兆候が見られる子どもをピックアップして行うだけでなく、表面上は特段の問題なく元気に学校生活を送っている多数の子どもに対しても、前述の教育相談の意義を踏まえて行います。

○ 学校における教育相談の利点は、それぞれの子どもの実態やニーズに応じた相談者として、その子どもの担任だけでなく、他学級の担任や教育相談・支援主任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な人材を活用できることです。年間計画を立てる際には、子どもが安心して相談できる相手を少しでも増やすことができるよう、いろんな教員に相談できる機会・手段を保障できるようにすることも大切な取組の一つです。

○ 教育相談において行う個別の相談は、いじめや暴力行為などの問題行動等について事実確認したり説諭したりする「個別の指導」とは趣旨が異なるものです。例えば、普段の素行や服装が気になる子どもに対して定期教育相談の際に説諭する、などはしないようにしましょう。教育相談は、子どもの「相談したい・できる」という期待に応える教育活動です。


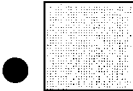
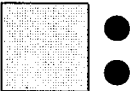
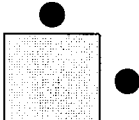



○ 相談中に、子どもから、「誰にも言わないで」と言われることもあります。しかし、その子への支援は、個人ではなく学校全体として行うものです。そのことを、丁寧に説明しましょう。仮に、個人で抱え込んでしまうと、その後の学校としての動きに矛盾が生じ、結果的に子どもや保護者を混乱させ、信用を失うことになりかねません。学校における守秘義務は、情報を「校外に洩らさない」という意味にとらえる必要があります。

## 教育相談の様々な形態・方法

教育相談の形態や方法は様々です。ここでは、その代表的なものについて紹介します。

なお、教育相談の形態には、場合（目的）によっては、生活班などのグループを対象に行う形態もありますが、ここでは、本リーフレットの趣旨（1ページ「なぜ、今、教育相談なのか」参照）を踏まえ、一人ひとりの子どもに対して行う個別の形態に限ります。

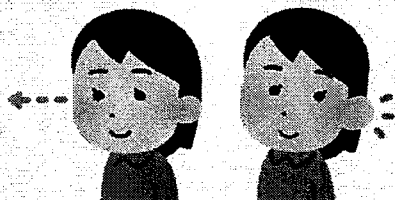
形態	対象	概要
定期教育相談	全ての子ども	年に2、3回、年間計画の中に定期的に位置付け、1、2週間程度の一定期間を設定し、1日数名ずつ順次実施
随時教育相談	特定の子ども	問題行動を含む何らかのトラブル等があった場合などに、必要に応じて関係の子どもを対象に実施（呼出し相談） ※「個別の指導」とは区別すること 定期アンケートやアセスなどの質問紙調査の回答や普段の様子を観察から、気になる子どもを対象に、機会を見計らって実施（チャンス相談）
自発相談	任意の子ども	子どもの方から、直接もしくは手紙などにより、相談したい旨の申し出がある場合に実施

方法	概要
 面談	直接向き合って、会話による相談を行う。子どもの状態や子どもと相談者（教員等）との関係性などに応じて、向き合い方を工夫したり、やりとりを筆談で行うなどの工夫もできる。 <u>ただし、面談の際には、感染症拡大防止の視点で必要な配慮を行う。</u> 【正面に座る以外の向き合い方の工夫例】 斜め  横並び  L字 
 電話	学校の電話を使って相談を行う。職員室などの電話を使う場合は、周囲の音声が相手の子どもの聞こえないよう配慮する必要がある。パソコンやスマートフォン等を使ってオンラインで相談する方法もある。（設定で映像OFFも可）
 手紙	手紙のやりとりによる相談を行う。手紙は、原則、封筒などに入れて直接本人に渡すようにする。日常使っている「生活ノート」などを利用する方法も考えられるが、その場合も、第三者の目に触れないよう、慎重にやりとりする必要がある。
 メール （SNS等含む）	メールやSNS等を使って相談を行う。メールのように一定の間隔を空けてやりとりする方法と、SNSのようにお互いのコメントを繋ぎながらタイムリーにやりとりする方法がある。いずれの方法であっても、情報管理の視点で、相談後のデータの扱いについて事前に決めておく。

※ 相談者（教員等）は、私物のパソコンやスマートフォンなどを使用しないよう注意すること

## 基本姿勢

～非言語の大きな力を大切に～



- あ 相手を見て……………（凝視ではなく、目の周辺に視線を合わせる）
- い いい姿勢で……………（腕や足を組むと威圧的に見えることも）
- う うなずきながら…（しっかり聞いているよ、のサイン）
- え 笑顔で……………（勿論、話の内容によっては悲喜をおりませて）
- お おわりまで……………（話の途中でコメントするのは遮るのと同じ）

## 導入

～気持ちを繋ぐはじめの言葉～

まず、相談にきた労をいたわる言葉や、相談に来たことを歓迎する言葉、心をほぐすような言葉をかける。

※ すぐ本題に入ったり、質問シートに沿って形式的に質問を始めたりしない。

例：「部活頑張ってるのに来てくれてありがとう。」  
「待ってたよ。」「緊張するよね。」

## 傾聴

～聞いているよのサインが大事～

丁寧に積極的に相手の話の話を耳を傾け、かつ、そのことが相手に伝わるよう、基本姿勢の **う** に加えて、受け止めの言葉を返す。

例：「そう。」「大変だったね。」「すごいね。」

## 受容

～何のための相談か忘れずに～

否定・反論したい言葉や話があっても、その子がそう話すに至る背景を推し量りながら傾聴する。

## 反復

～両手で受け止める感覚で～

相手の言葉を大切にするように優しく丁寧に繰り返す。

※ 子どもがかすかに言ったことでも、それを反復して返すことにより、子どもは自分の言葉が届いているという実感を得て自信をもって話せるようになる。また、自分の感情を表現することが苦手な子どもから少しでも感情の表現が出た時などには、感情表現の応援にもなる。

例：㊦「一人ぼっちで寂しかった。」→㊧「うん、寂しかった。」

## 整理

～表現したい気持ちを大切に～

子どもがうまく表現できないことについて、その言語化を支援し、話したいことや伝えたい気持ちの整理を手伝う。

例：「それは、こういうことだったのかな。」  
「君としては、こんなふうに思ってきたんだね。」

## 解決

～誘導しないよう気をつけて～

不安や悩みなどの解決に向けた話ができそうな様子であれば、解決への糸口となりそうな子ども自身の考えを引き出す。

例：「君としては、これからどうしようと考えてる？」  
「また同じようなことがあったら、その時はどうしようか？」



# 専門家との連携 (vol.1)

～スクールカウンセラー (SC)～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各校に配置されている専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、心理の専門家であるスクールカウンセラーについてです。

## 心理の専門家であるスクールカウンセラー (以下、SC)

SCは、臨床心理士や公認心理師などの資格を持つ「心理の専門家」で、児童生徒に心理面からサポートを行います。様々な悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して直接カウンセリングを行ったり、教職員、保護者等への助言・支援を行ったりします。

## SCの役割

SCは、心配な児童生徒に対する相談室でのカウンセリングや、学級など集団の中における児童生徒の行動観察等を通して、児童生徒の見立てを行います。そして、教職員に対して、課題を抱える児童生徒へのよりよい支援の在り方等を助言します。

また、発達障害等がある児童生徒の理解や支援方法、また、不登校、いじめ、暴力行為等の課題を示す児童生徒の内面の理解や支援・指導方法について、心理学的見地から教職員へ助言します。

## SCの具体的な活動及び、SCと連携する際の学校の留意点

### 1 カウンセリングを受けている児童生徒及び保護者への対応について

児童生徒へのカウンセリング	児童生徒の気持ちを受け止め、事実や状況を振り返らせながら、課題について児童生徒と共に確認し整理することを通して、自己理解を深めさせ、児童生徒自身の課題解決に向かう気持ちを高めます。
保護者へのカウンセリング	保護者の悩みや不安に寄り添いながら、児童生徒への関わり方を共に考えます。
児童生徒に関する情報の収集と教職員への情報提供	カウンセリング等で知り得た児童生徒についての情報を、必要に応じて教職員に提供し、連携を図ります。
教職員への助言・支援	授業や休憩時間に、児童生徒の集団における観察を行うなどして見立てを行い、具体的な支援方法について教職員へ助言します。
家庭訪問の実施	児童生徒の生活環境を把握し、広い視野から支援を行うため、管理職、関係教職員との十分な協議の上、必要性が認められる場合に実施します。
関係機関等との連携	児童生徒の状況に応じた関係機関等を選択し、児童生徒や保護者に対して、安心して利用できるように十分な説明を行います。 ※ 関係機関等への相談を児童生徒、保護者にすすめるにあたっては、誰からすすめるのがよいかを学校とSCとで協議します。 関係機関等と学校が連携する際は、学校からの求めに応じてSCが同行することもできます。



# POINT! (SC と連携する際の学校の留意点)

## ○ カウンセリングの事前事後の SC との打ち合わせ



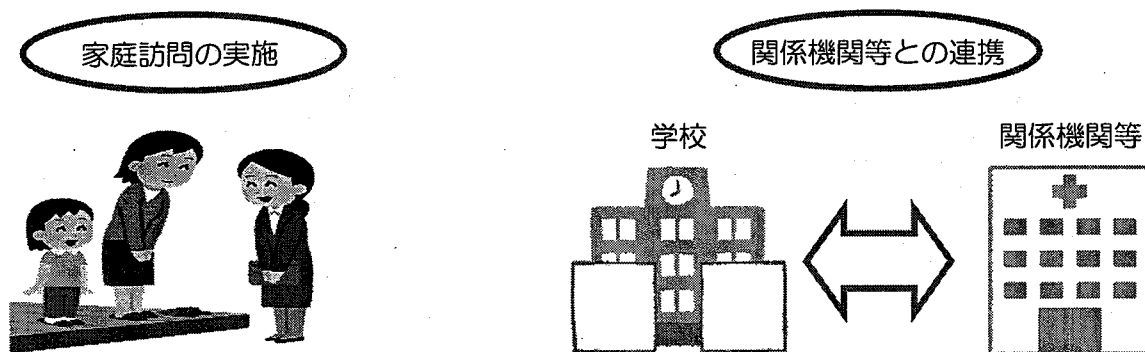
### POINT!

- 学校の見立てや、これまでの取組内容などを伝える。
- 児童生徒に対する指導方針について、教員側も「自分はこう考える。」というものを持っておく。
- 児童生徒や保護者を、どうやって SC とつなぐかを協議する。
- 具体的なカウンセリングの持ち方などを協議する。  
(例) 児童生徒、保護者のどちらとカウンセリングするかなど

### POINT!

- カウンセリングの内容を共有する。
- 次回、SC 来校までの教職員による児童生徒への支援内容や、保護者との接し方を確認する。  
(例) 児童生徒や保護者への NG ワードなど
- 関係機関等との連携や、家庭訪問の実施などを検討する。

## ○ 保護者や関係機関等との連携



### POINT!

- 管理職、関係教職員は、SC の家庭訪問の必要性等について十分に協議する。
- 時間、場所、内容などについて、保護者の了解を得る。
- 原則、SC だけでなく、関係教職員も同行する。

### POINT!

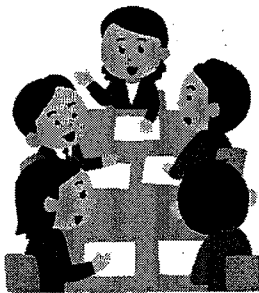
- 情報共有できるシステムを構築する。
- 学校が連携の全体をコーディネートしていく視点をもつ。
- 関係機関等を訪問する際は、必要に応じて SC に同行してもらう。

## 2 全ての児童生徒や学校全体への支援等について

<p>教職員への助言・支援</p>	<p>学校の「生徒指導委員会」等の会議へ出席し、課題の兆候を示す児童生徒を中心に予兆段階から見立てを行い、支援方針について教職員へ助言します。また、支援方針に沿って行われた支援について評価を行い、再び見立てを実施します。</p> <p>「学校いじめ防止委員会」に参加し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び認知したいじめへの適切な対応について助言等を行います。</p>
<p>担任（T1）、SC（T2）による授業</p>	<p>ストレスや悩みを抱えたときの対処法や SOS の出し方を身に付けるための授業を、担任（T1）と SC（T2）で行います。</p>
<p>授業中や休憩時間中の児童生徒の観察</p>	<p>カウンセリングを受けていない児童生徒についても、授業や休憩時間に、児童生徒の日常の様子を観察します。担任等から相談を受けている児童生徒や、行動を見て気になる児童生徒に対して、その場で面談を行ったり、担任等に助言をしたりします。</p> <p>「ふれあいひろば」に行き、児童生徒に声をかけたり、担当者へ助言・支援を行ったりします。</p> <p>※ こうした活動は、SC の存在を児童生徒へ知ってもらうことになり、カウンセリングへのハードルを下げることにつながります。</p>

### POINT! (SC と連携する際の学校の留意点)

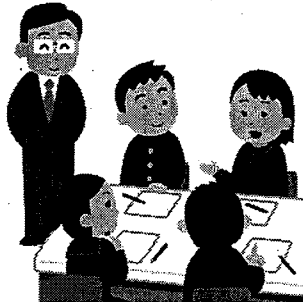
会議や委員会等



#### POINT!

- 単なる情報共有の場とするのではなく、方針等を協議する「作戦会議の場」とする。
- 「学校いじめ防止委員会」の協議では、被害児童生徒に対してだけでなく、加害児童生徒への支援という視点も持つ。

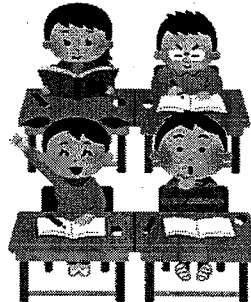
授業



#### POINT!

- 子どものレジリエンス（心の回復力）を高めたり、困ったときに信頼できる人に助けを求めるなど、自ら SOS を出すことができる子どもを育成する目的で、SC との授業を実施する。

生徒の観察



#### POINT!

- 事前に SC に観察してほしい児童生徒について共有しておく。
- 休憩時間等に一緒に児童生徒を観察するなどして、SC から児童生徒を見る視点等を学ぶ。
- 授業を見てもらった後に、気になっている児童生徒に対する効果的なアプローチなどを聞く。

# 専門家との連携 (vol.2)

～スクールソーシャルワーカー (SSW)～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについてです。

## 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー (以下、SSW)

SSWは、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ「福祉の専門家」で、児童生徒を環境面からサポートします。家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身健康上の課題など、学校だけでは解決が困難な事案に対して、家庭を支援するための専門的助言・援助をします。

### SSWの役割

SSWは、問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援を行います。支援にあたって、学校内のチームの支援体制を整えるとともに、関係機関や地域とのネットワークの構築・連携・調整を行います。

また、保護者への相談対応、教職員等に対する助言や、その他必要な情報提供・支援も行います。教職員等への研修活動への参画も役割の一つです。

## SSWの具体的な活動及び、SSWと連携する際の学校の留意点

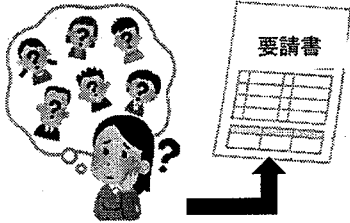
課題の解消に向けたSSWの具体的な活動と支援の流れ

①情報収集・課題の発見と整理 (B:ベーシックアセスメント)	学校から要請があったケースについて、教職員や関係機関から情報を集めます。そこで得た情報から、なぜこのような状態に至っているのかをアセスメントし、適切な援助につなぐために情報の整理をします。 ※学校は、SSWに伝えるための情報を整理します。
②支援方針・方法等を検討 (P:プランニング)	SSWと学校は、ケース会議や関係者会議を開催し、参加者が「児童生徒の最善の利益のためにどうすればいいのか」という視点で、ケースにあった支援方針と方法を考え、役割分担をします。 ※学校は、事前に課題点や相談内容等を整理しておきます。
③具体的な支援の実践 (D:援助の実施)	参加者が共通認識のもと自らの役割を実行します。SSWと学校は、得られた情報を集約しつつ、全体の流れを把握していきます。
④支援の評価・分析 (C:チェック)	ケース会議や関係者会議で、参加者は行った支援の結果を評価し、見直しをします。ケースが好転した場合は、終結を検討します。
⑤再アセスメント (A:改善)	状況が好転しない場合は、SSWと学校、関係機関等が再度情報収集を行い、課題を整理します。

# POINT! (SSWと連携する際の学校の留意点)

## ○ スクールソーシャルワークにおける学校とSSWとの連携

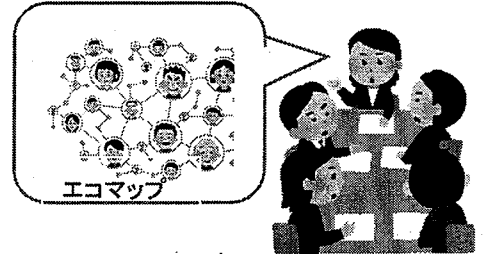
### 「派遣要請書」の提出



### 校内チーム支援体制の構築



### 関係機関とのケース会議の開催



#### POINT!

- 課題を抱える児童生徒や保護者への支援を考える中で、関係機関や地域の社会資源と繋げる必要性があると判断したときや、家庭での課題が児童生徒の支援に影響を与えてると思われるときに、「SSW派遣要請書」を教育委員会に提出する。
- 児童生徒の状況は毎年変わるため、派遣要請書は年度ごとに提出する。

#### POINT!

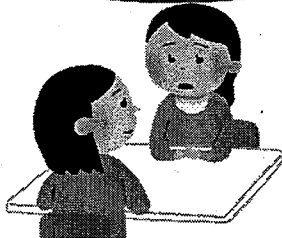
- 派遣されたSSWに、学校がこれまで行ってきた支援や、家庭が抱えている課題を伝える。
- SSWに支援を任せるのではなく、校内チームの一員として一緒に支援を進める。
- 学校とSSWとの連携の窓口となるキーパーソンを決定する。
- 誰が何をするのか役割分担をする。

#### POINT!

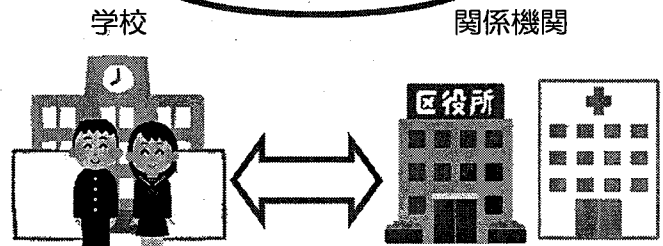
- 連携する関係機関の専門性や役割、相互の立場を理解した上で、協同して解決にあたる。
- 事前に学校としての取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容を考えたうえで、参加者と相談し連携する。
- 必要に応じて、定期的を実施する。その際は、次回開催日や参加機関がいつまでに何をやるのかなどを確認する。

## ○ 保護者の相談対応や関係機関等との連携

### 保護者への相談対応



### 関係機関等との連携



#### POINT!

- 管理職、関係教職員、SSWは、保護者との相談の必要性や内容について十分に協議する。その後、時間、場所、内容などについては、保護者の了解を得る。
- 必要に応じて、SSWだけでなく、関係教職員も参加する。(最終的には、教職員と保護者が繋がる必要がある)
- SSWに家庭訪問を依頼する際は、必要に応じて教職員が同行するようにする。

#### POINT!

- 学校は、児童生徒の最善の利益のために、児童生徒及び保護者が、どの関係機関からの支援が必要なのか、SSWの助言や情報提供をもとに検討・判断する。
- 関係機関を訪問する際は、必要に応じてSSWに同行してもらう。
- 学校がすべきことと、SSWに依頼することについて内容を確認しておく。

○以下のような活動は学校が主体となって行ってください。

- 児童相談所への虐待通告
- 所在不明や長期間会っていない児童生徒の現認
- 諸費の徴収
- 児童生徒の進路指導に関わる手続き など

令和3年度広島市におけるいじめの防止等に関する施策

事業名	目的	内容	予算(案)	前年度比
いじめの相談に係るカードの作成	児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図る。	○ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」として「いじめの相談に係るカード」及びポスターを作成 ・ 広島市内に所在する国公立の学校の児童生徒全員、関係機関、公民館等に配付	45万5千円	▲16万2千円
まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図る。	○ 実施校(48校→56校に拡充)の学校協力者会議にコーディネーターを1人配置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進	5,040万円	720万円
スクールカウンセラー(SC)	児童生徒のいじめ等の未然防止や早期発見、早期解決及び教育相談体制の充実を図る。	○ 全ての市立小・中・高等学校及び特別支援学校にSCを配置 ○ SCが各学校の「いじめ防止委員会」に定期的に参加する時間として、年間24時間(月2回)を措置。特に、いじめ認知件数が全国平均を上回る108校は年間48時間(月4回) ○ <u>ストレスに対処する力、SOSを出す力等を育む授業にSCが参加する時間として、指定校(73校)を対象学年×2時間を措置する。</u>	2億7,550万6千円	472万2千円
スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関とのネットワークを構築したり、家庭や地域など児童生徒をとりまく環境に働きかけたりすることにより、いじめ等の様々な問題を抱えている児童生徒に対し、その問題の早期発見・早期対応を図る。	○ 拠点校18校にSSWを1人ずつ配置し、それぞれが拠点校を含む3～4中学校区を担当(ケース数増に伴いSSWを16人→18人に拡充) ○ 事務局に1名のSSWスーパーバイザーを配置し、SSWの対応する重篤なケースに適切な助言等を行う。	6,418万9千円	724万3千円
みんなで語ろう!心の参観日	道徳の授業を家庭や地域に公開し、児童生徒の命の大切さや思いやりなどの豊かな心を育む。	○ 各学校において、ボランティア経験者やスポーツ選手等を外部講師(心の先生)として招聘し、その内容について、児童生徒及び保護者、地域住民が意見交流を行う。	166万円2千円	▲46万3千円

主要な変更箇所を下線

時期	概要
6月下旬	<p>Aさん（中2女子）が担任に相談。  「女子3人からSNSで悪口を言われている」「<u>悪口の内容、3人の名前は言いたくない</u>」「小学校のとき、先生に相談したら、チクったと言われ、悪口が酷くなったことがある」</p> <p>担任は、学年教員で情報共有。学年主任の判断で、校内のいじめ防止委員会へ報告  【いじめ防止委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒のとの信頼関係が壊れると、相談自体しなくなることを危惧。「守りたい」という気持ちを繰り返し伝え、自発的に話せる環境を整えることを確認</li> <li>学年で全体指導を実施（SNSの使い方、誹謗中傷をしない）</li> </ul> <p>担任はA母へ連絡。学校の対応方針を伝える。A母「しっかり見守ってほしい」</p>
7月中旬	<p>Aさん・A母・担任による三者懇談  Aさん「<u>3人の名前は、どうしても言いたくない</u>」  A母「<u>これ以上聞くのはやめてほしい</u>」「SNSでのやりとりは、嫌がらせまでいかない」「しっかり見守ってほしい」</p>
9月初旬	<p>担任が改めて3人の名前を尋ねると、Aさんは3人の名前B・C・Dを明かす。  Aさん「<u>悪口の内容は言いたくない</u>」  「<u>Bらに直接指導はしないでほしい</u>」  「SNSでの悪口は、今はない」  「<u>教室に入るのが怖い</u>」「<u>勉強の遅れが不安</u>」「<u>他の人の目が気になる</u>」</p> <p>担任は、いじめ防止委員会へ報告  【いじめ防止委員会】  「SNSでの悪口は、今はない」との情報、A側の要望を考慮し、Bらへの個別指導、教育相談、Bら保護者への連絡は見合わせることを確認  再度、学年で全体指導を実施（SNSの使い方、誹謗中傷をしない）  Aさんの、「<u>教室に入るのが怖い</u>」「<u>勉強の不安がある</u>」等の悩みに対応するため、学年教員がシフトを組んでAさんの別室登校をサポートすることを確認</p> <p>担任はA母へ連絡。A母「<u>踏み込んだ指導はやめて</u>」「<u>しっかり見守ってほしい</u>」</p>
9月中旬	Aさんが別室登校を開始
10月下旬	Aさんの遅刻・欠席が増加、最終的に登校できなくなる。
11月初旬	<p>A母（→担任）  「『ウザイ・キモイ』などのSNSでの悪口は、6月下旬から継続していたようだ」「<u>娘を不登校に追い込んだBさんらを許せない</u>」「<u>見守ってくれと伝えたのに、学校は何もしてくれなかった</u>」「<u>Bさん・B母らに謝罪させてほしい</u>」</p> <p>↓</p> <p>担任が奔走し、謝罪の会を設定。Bさん・B母らがAさん・A母へ謝罪</p> <p>↓</p> <p>A母（→担任）  「Bさん・B母は反省していない。娘はPTSD（心的外傷後ストレス障害）の診断を受けた。」  「警察に被害届を出す。弁護士にも相談する」</p> <p>↓</p> <p>担任はB母に連絡  B母「<u>そもそも担任の連絡が遅い。担任の対応のせいで、事態が悪化した</u>」  「<u>以前、娘はAさんから酷いいじめを受けたことがある。これくらいのことで被害届を出すなら、こちらも被害届を出させてもらう</u>」</p>
12月上旬	担任が、A母とB母らの和解のために再度奔走するもうまくいかず、その後、体調を崩し、病気休職になった。

## 令和2年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ

## 1 取組状況

	日時	場所	協議内容等
第1回	令和2年7月14日	広島市役所	1 説明 (1) 平成31年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ (2) 平成30年度のいじめの状況 (3) 昨年度(平成31年度)の広島市のいじめ防止等の施策 (4) 今年度(令和2年度)の広島市のいじめ防止等の施策 (5) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告 2 協議・情報交換 (1) 各機関のいじめ防止等の取組状況について (2) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について
第2回	令和2年11月24日	広島市役所	1 説明 (1) 平成31年度(令和元年度)のいじめの状況 (2) 訴訟について (3) 相談窓口の紹介について 2 協議・情報交換 (1) 各機関と適切な連携を図るために
第3回	令和3年3月22日	広島市役所	1 説明 (1) 令和2年度広島市の取組 (2) 令和3年度広島市の取組 2 協議・情報交換 (1) 学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット (2) 事例検討

## 2 成果

- (1) 各機関の取組について、情報共有を図ることができた。
- (2) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」として、「いじめ問題24時間電話相談窓口」カード及びポスターを作成・配付した。さらに、市内公民館に、カード及びポスターの掲出・掲示を依頼した。
- (3) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の取組について、広島市のホームページに掲載することができた。
- (4) 学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレットを作成できた。